

厚生年金保険 70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届

【手続概要】

平成19年4月1日以降、厚生年金保険法第27条に規定する70歳以上の使用される者に、60歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70歳以上被用者について届出が必要となりました。

標準報酬月額相当額及び標準賞与額相当額の決定について、70歳以上の被用者が同時に複数（2ヵ所以上）の適用事業所に使用される場合は、被用者が届出を行い、主たる事業所を選択していただく必要があります。

この届書は、事実発生から10日以内に、被用者が選択する事業所を届出いただくものです。

[70歳以上被用者とは]

70歳以上であって厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される者、又は被保険者が70歳到達後も継続して使用される場合で次の要件に該当する者を指します。

（対象要件）

- 70歳以上の者
 - 過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する者
 - 厚生年金保険法第27条に規定する適用事業所に使用される者※であつて、かつ、同法第12条各号に定める者に該当しない者
- ※法人事業所の事業主を含みます。

【添付書類】

不要

【留意事項】

- 個人番号（マイナンバー）を記載して提出する場合は、マイナンバーが確認できる書類および身元（実存）確認書類が必要です。
 - ・窓口で提出する場合は、マイナンバーカードを提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。
 - ・郵送で提出する場合、または作成された届書を事業所担当者や社会保険労務士等が提出する場合は、マイナンバーカードの表裏両面または以下の①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類

個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類

運転免許証、パスポート、在留カードなど

※上記以外の②身元（実存）確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

○新たに 70 歳以上被用者に該当すると同時に二以上の事業所に雇用される場合には、それぞれの事業所の「70 歳以上被用者該当届」の提出が必要です。

【提出先】

選択した事業所の所在地を管轄する事務センター（年金事務所）

【提出方法】

郵送、窓口持参